

講習費用振込のご案内

◎ 講習種別ごとの講習費用

| 講習種別 | 講習費用（テキスト代） |
|-------------|-------------|
| 甲種防火管理新規講習 | 8,500円（税込） |
| 甲種防火管理再講習 | 5,000円（税込） |
| 乙種防火管理講習 | 6,500円（税込） |
| 防災管理新規講習 | 6,500円（税込） |
| 防火・防災管理新規講習 | 10,000円（税込） |
| 防火・防災管理再講習 | 5,000円（税込） |

◎ 振込の際の注意事項

講習日の1週間前までに次のいずれかの金融機関の指定口座に振り込んでください。

- 三井住友銀行生野支店 普通口座：1142740 （一社）大阪市防火管理協会
- ゆうちょ銀行 口座記号番号：00990-6-143160 （一社）大阪市防火管理協会

※振込手数料は受講者負担となります。

※領収書につきましては、各収納機関が発行する振込証明書等の支払いを確認できる書面をもって領収書に代えさせていただきます。

領収書をご希望の場合は、講習会当日（2日間講習の場合は1日目）の受付時に申し出てください。

振込人名義が受講者本人名義ではない場合は、下記お問い合わせ先に連絡してください。

振込したことが証明できる書類を講習会当日必ず持参してください。
（コピー又はスマートフォンの画面提示でも可）

※ 裏面に講習費用の取扱いについて記載してありますので必ずお読みください。

防火管理等講習を受講できなくなった場合の取り扱いについて

1 講習を受講できなくなった場合

講習費用を振り込んだのちに講習を受講できなくなった場合は、当初に申し込んだ講習と同年度内（毎年4月1日から翌年3月31日まで）に限り、別の講習会の講習費用としてご利用いただけます（差額が生じる場合は、追加振込又は払い戻し）。

また、受講者を変更することも可能です。

2 講習費用の払い戻しについて

原則として講習費用の払い戻しは致しません。

ただし、次の場合は、払い戻しに要する振込手数料を請求者の負担とし、入金額（過入金 の場合の差額を含む。）から払い戻しに要する振込手数料額を差し引いた額を請求者の指定する口座に振り込みます。

- (1) 他機関が主催する講習会などの費用を誤って当協会の口座に入金した場合
- (2) 講習費用の額を間違えて、多く振り込んだ場合（差額の払い戻し）
- (3) 講習日の3日前（土日祝日及び年末年始を除く）までに、受講のキャンセルを申し出た場合
- (4) 公共交通機関の事故等により受講できなかった場合で、遅延証明等により証明できる場合

なお、払い戻し時の手続きについては、下記の**大阪市防火管理協会**へお問い合わせください。

| |
|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 講習費用に関する問合せ先 〒544-0021 大阪市生野区勝山南4-7-11 一般社団法人 大阪市防火管理協会 TEL 06-6741-2130 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|